

議事③

水道料金（基本料金と従量料金）の全額免除について

物価の高騰が経済的に影響をもたらしている状況を踏まえ、町民生活並びに経済活動を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」及び千葉県の「水道料金減免支援事業特別交付金」を活用し、官公署その他公共用を除くすべての利用者を対象に、次のとおり水道料金の全額を免除します。

なお、今回の免除に関しまして皆様に行っていただく手続き等はありません。

免除の内容 水道料金(基本料金と従量料金)の全額免除

免除期間 令和8年8月検針分(令和8年8月請求分)から令和8年9月検針分(令和8年9月請求分)

水道料金表と免除の目安

水道料金体系（1ヶ月）

料金区分	口径	金額（税込）
基本料金	13mm	770円
	20mm	1,100円
	25mm	1,980円
	30mm	3,520円
	40mm	5,830円
	50mm	9,680円
	75mm	23,100円
	100mm	49,500円
	150mm	148,500円
従量料金 (1㎡あたり)	1～10㎡	104.5円
	11～20㎡	148.5円
	21～30㎡	203.5円
	31～50㎡	242.0円
	51～100㎡	275.0円
	101～500㎡	352.0円
	501㎡以上	396.0円

(免除額の計算例)

口径13mmの給水管を導入の一般家庭
で2ヶ月で32㎡ご使用された場合

1ヶ月目（14㎡）

基本料金 770円

従量料金 $104.5円 \times 10㎡ = 1,045円$

$148.5円 \times 4㎡ = 594円$

小計A 2,409円

2ヶ月目（18㎡）

基本料金 770円

従量料金 $104.5円 \times 10㎡ = 1,045円$

$148.5円 \times 8㎡ = 1,188円$

小計B 3,003円

小計Aと小計Bの合計5,412円が
免除額となります。

8月検針地域

下台、酒々井、上本佐倉、本佐倉、中川、上岩橋、柏木、上本佐倉一丁目、中央台1丁目～4丁目

9月検針地域

馬橋、墨、尾上、飯積、下岩橋、伊篠、伊篠新田、東酒々井一丁目～六丁目、ふじき野一丁目～三丁目

その他 免除期間中におきましても、検針業務は通常どおり行い、検針時にお渡ししている「料金のお知らせ」も通常どおり料金等が記載されますが、水道料金分は徴収いたしません。ただし、故意、過失が認められる漏水分については免除の対象外といたします。

また、今回の免除措置について、上下水道課から戸別に電話や訪問をすることはありません。

問い合わせ 上下水道課業務班 ☎(496)7725